

## 都市再生安全確保計画の概要（作成済7エリア）

都市再生緊急整備地域名 〔特定地域〕特定都市再生緊急整備地域含む		【特定地域】 札幌中心地域	【特定地域】 新宿駅周辺地域	【特定地域】 横浜都心・臨海地域	川崎駅周辺地域	【特定地域】 名古屋駅周辺・伏見・栄地域	京都駅周辺地域	【特定地域】 大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域
計画作成対象範囲		札幌駅・大通駅周辺地区	新宿駅周辺地域（西口周辺地域）	横浜駅周辺地区	川崎駅周辺地域	名古屋駅周辺地区	京都駅周辺地域	大阪駅周辺地域
計画作成（変更）日		平成26年3月25日	平成26年3月27日	平成26年3月24日	平成26年3月17日	平成26年2月13日	平成25年12月19日 （平成26年3月27日変更）	平成25年4月19日
計画作成体制（部会等）	決定	都市再生安全確保計画部会	安全確保計画部会	横浜駅周辺地区 都市再生安全確保計画作成部会	都市再生安全確保計画作成部会	名古屋駅周辺地区 安全確保計画部会	都市再生安全確保計画部会	大阪駅周辺地域部会
	検討他	都市再生安全確保計画作成会議	安全確保計画部会 西口周辺地域分科会	横浜駅周辺混乱防止対策会議 （横浜駅帰宅支援検討部会）	川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会	名古屋駅周辺地区 安全確保計画部会幹事会	京都市帰宅困難者 ターミナル対策（京都駅周辺）協議会	大阪駅周辺地区帰宅困難者対策協議会
地域の現状・被害想定		◇滞在者等・帰宅困難者・屋外滞留者 ・冬期平日 滞在者等：381千人 帰宅困難者：96千人（屋外滞留者：38千人） ・冬期休日 滞在者等：206千人 帰宅困難者：60千人（屋外滞留者：46千人）	◇滞留人口 ・14時台 滞留者数：約18万人 地域流入者：約17万人 地域居住者：約1万人	◇滞留者数・帰宅困難者数 ・平日午後 滞留者数：約18.9万人 帰宅困難者数：約6.7万人	◇駅前滞留者数 ・平日15時 滞在者：約19千人 従業員・学生：約44千人	◇滞在者・来訪者、帰宅困難者 ・平日13時 滞在者・来訪者：18.8万人 帰宅困難者：7.7万人 帰宅困難来訪者：3.4万人	◇滞留者数・帰宅困難者数 ・平日13時 非居住滞留人口：約10.8万人 外部来訪者滞留人口：約5.1万人 帰宅困難者：約2.6万人	◇一時退避者・帰宅困難来訪者 ・休日 一時退避者（建物外一時退避）：約14.6万人 一時退避者（在館建物内待機）：約4.8万人 ・休日 帰宅困難来訪者：約7.0万人
第一号	滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針	□防災上目指す姿 ・国内外の観光客・ビジネスパーソン等を惹きつけ、集客交流都市として国際競争力の向上につながる、災害に強い安全なまち □計画の目的 ・人的・経済被害の軽減 ・災害時の事業継続・早期復旧による信頼性の確保 ・エアーマネジメントの推進による平時からのコミュニティ防災の継続	□新宿モデル ・情報収集・伝達モデル ・情報連絡・共有のしくみづくり ・避難・退避誘導支援モデル ・誘導情報の提供のしくみづくり ・医療連携モデル ・医療・応急救護所のしくみづくり ・事業継続可能な環境の確保モデル ・事業・生活を継続するしくみづくり	□計画の目標 ・行政、民間事業者等が実施・検討をしている防災・減災の取組みを連携させること ・地震・津波発生時におけるハード対策・ソフト対策により災害リスクを回避すること ・発災時の混乱を抑え、来街者の命を守ること ・誰もが安全・安心を実感できる国際交流都市	□滞在者の安全確保 ・建築物等の耐震性の向上 ・建物の安全対策の徹底 ・一時滞在施設等の確保 ・安全な避難経路の確保 □混乱の抑制 ・帰宅困難者等への適切な支援 ・帰宅困難者への的確な情報提供 ・訓練を通じた計画の検証	□目指す将来像 ・企業の事業継続（BCP） ・震災時においても都市機能の継続する街（DCP） ・地域のブランド力及び価値の向上（BCD） ・都市の国際競争力の強化 □計画が目指す目標 ・発災直後の混乱回避 ・発災後の都市機能の維持と事業継続性の確保 ・平常時における防災意識の共有化と向上	□対策の基本方針 ・初期対応は、地域が中心となって行う ・一斉帰宅を抑制し、二次災害を生まない ・正確な情報を伝える ・発災後の行動を時系列で定め平時から備えておく ・限りあるスペースを有効に活用する ・ハード面の事前対策の着実な推進 ・おもてなしの精神で来訪者に温かく	□コンセプト ・とどまる ・ともに働く ・無事に帰す ・地域で保護 □目標 ・人的被害の抑制 ・立地企業の事業継続の確保 ・災害対応体制の整備
第二号 第三号	都市再生安全確保施設の整備及び管理	○都市再生安全確保施設整備（11施設） ●退避経路（4施設） ・市地下歩道、歩道沿い空地 ●一時滞在施設（2施設） ・市複合施設、市体育館 ●備蓄倉庫（1施設） ・備蓄倉庫 ●一時退避場所（4施設） ・市広場、市地下広場、多目的広場、屋内広場 ○整備済都市再生安全確保施設（17施設） ●一時滞在施設（13施設） ・地下歩道・広場、駅アベニュー・広場、ホール他 ●一時退避場所（4施設） ・市公園、駅前広場	—	○都市再生安全確保施設 ●帰宅困難者一時滞在施設（3施設） ・専門学校、ホール ●帰宅困難者一時滞在施設兼津波避難施設（8施設） ・ビル、クリニック、ホテル、ポーリング場、予備校 ●津波避難施設（8施設） ・ホテル、小中学校、県民センター、県立高校、県合同庁舎、市スポーツセンター、市集会場 ●退避経路（1施設） ・市デッキ	○都市再生安全確保施設 ●情報伝達施設（1施設） ・情報発信拠点 ●一時滞在施設（10施設） ・地下街、ホテル、市会館、市図書館、会館、会議所、ホール、商業施設 ●備蓄倉庫（1施設） ・市備蓄倉庫	○既存施設 ●一時退避場所（14施設） ・市公園、（公開）空地、軒下、エントランス、コース等、（改札内）通路、ピロティ、モールの一部 ●退避施設（7施設） ・ホワイエ、通路・ロビー、ホール、エントランス、フードコートの一部、レストランの一部、教室 ○都市開発事業 ●一時退避場所（8施設） ・市土地区画整理事業、建設事業 ●退避施設（7施設） ・市地下公共空間、建設事業 ●情報伝達施設（1施設） ・建設事業	○都市再生安全確保施設 ●緊急避難広場（5施設） ・寺院、駅広場、駅通路 ●一時滞在施設（7施設） ・寺院、劇場、駐車場、ホテル（エントランスロビー・宴会会場）、市交流センター（講義室・会議室他）	○都市再生安全確保施設 ●一時退避場所（1施設） ・多目的広場 ●退避経路（4施設） ・市歩道、市歩道橋、駅通路 ●退避施設（1施設） ・ビル建替え計画（屋内空間）
第四号	その他の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業	—	—	—	—	—	—	○都市再生安全確保施設 ●退避経路（1施設） ・市歩道橋
第五号	滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務	・札幌市作成の「大地震に備える 企業防災のすすめ」に従って備えを進めるよう努める	・退避誘導支援等 ビルから安全に退避できる仕組みの構築 滞留者等への対応	・課題別の基本方針・目標と取組み内容 発災時の運営体制、滞留者・帰宅困難者対応、津波避難スペース、避難誘導、徒歩帰宅支援、災害弱者対応、備蓄、建築物の耐震化、情報提供ツール、その他（防災協定）	川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会が作成した「川崎駅周辺の災害時における行動ルール」による	・一時退避場所等への避難誘導を実施する ・一斉帰宅抑制のための対策を実施する ・災害関連情報の収集・共有に努める ・運行状況等、情報の共有化を図る ・災害関連情報の提供・共有を実施する	・帰宅困難者への各種支援 一斉帰宅の抑制 緊急避難広場・収容施設への誘導 支援内容ごとの誘導	・災害発生から都市機能回復までの応急対応活動を地域で担う組織の構築 ・被災状況や交通情報等を集約し、提供・共有 ・一時退避者が駅等に滞留することなく円滑に退避するよう誘導、道路が混雑する場合、道路の歩道も含め、退避者を分散させるよう誘導 ・災害弱者や遠隔地からの来訪者を優先して退避施設へ誘導
第六号	滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項	札幌市作成の「大地震に備える 企業防災のすすめ」に従って体制づくりを進めるよう努める	・情報収集伝達等 現地本部を中心とした情報収集・連絡体制の構築 ・現地本部を中心とした情報伝達体制の構築 ・医療救護活動等 ・負傷者に対応できる仕組みの構築 ・災害拠点病院等で重症者に対応できる仕組みの構築	・災害時における対応 情報受伝達の流れ 伝達する情報 発災後活動フロー（地震時） 発災後活動フロー（津波時）	・災害時に円滑な滞在者等の安全確保が行えるよう、平常時から訓練や、人材育成の実施を図り、適宜PDCAサイクルにより計画内容について検証を継続していく	・平常時における情報共有連絡体制の強化を行う ・定期的に訓練を実施し、都市再生安全確保計画の検証を行い、必要に応じて計画等の見直しを行う	・帰宅困難者対策のための事前の備え 京都市及び地域の合同訓練等の実施 災害時の帰宅困難者マニュアルの整備 従業員への周知徹底	・情報共有、退避誘導、退避施設の運用を対策マニュアルとして整備 ・備蓄物資の相互融通のルールを定めるなどの対応策を検討 ・情報収集と情報共有、退避、備蓄品の配布等に関する災害対応訓練を実施 ・防災意識を啓発するためのプログラムを検討・実施
その他の必要な事項		・札幌市作成の「大地震に備える 企業防災のすすめ」に従って、業務継続の検討に努める	・事業継続可能な環境の確保 建物の安全を判断する仕組みの構築 安全に待機・活動できる仕組みの構築 ・平常時の対応 セミナー等の実施 地域連携訓練の実施	・滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務等が、実際の災害時にも円滑に実行できるように、あらかじめ訓練等によりこれらの事務等について、関係者が把握しておく必要がある ・応急手当等については、定期的に講習会、訓練等を実施し、災害時に速やかに対応できるような体制を整える必要がある	・川崎駅周辺地域の地域整備方針に沿って、災害時における広域的な都市拠点としての防災機能の強化や、老朽建物の更新・改善などの都市開発事業を推進し、駅周辺の関係者間の密接な連携による災害対応力の強化を図り、都市の安全性、信頼性を確保すること、川崎駅周辺地域の魅力と価値を高め、都市間競争力の強化に資すること	・目標の実現に向けての取組み 第1次計画で実施した取組みを基盤として、関係主体での協議・調整を経ながら、第2次計画以降も安全確保に係る対策に取組む 誘導・退避施設と建物点検については、分科会を設置し、ガイドラインを作成する	・事前対策、事前準備 協定の締結、物資・備蓄倉庫等の確保、耐震改修等の促進、地域合同訓練等、情報発信設備の整備、非常用通信設備の設置	・ハード・ソフトとも災害に強い安全・安心なまち（BCD）を構築し、まちの価値の向上、都市の国際競争力の強化につなげる ・今後開発されるうめきた2期区域において、BCD構築に資するインフラの導入について、ライフライン事業者等と連携しながら検討を進める
計画の運用（PDCA）	実施	・都市再生安全確保部会及び民間企業等と連携しながら行う	・計画実施のための受け皿組織（当面は新宿区）を設置し、民間事業者、行政等が連携して行う	・都市再生安全確保計画作成部会の構成員をはじめ、横浜駅周辺混乱防止対策会議に所属する行政機関、民間事業者等々や都市再生安全確保施設の整備主体、その他記載された者が実施	・都市再生緊急整備協議会及び川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会に参加する関係機関が連携しながら行う	・協議会並びに部会には、国、県、市等の行政関係者のみならず、民間事業者や鉄道事業者、ライフライン事業者にも構成員として参加を得て官民一体での取組みを進める	・都市再生安全確保計画部会を京都駅周辺における帰宅困難者対策の連絡会議として位置付け、進行管理は、部会に参加する関係機関が連携しながら行う	・大阪駅周辺地区帰宅困難者対策協議会及び民間企業等と連携しながら行う
	変更	・PDCAサイクルにより内容を改善・更新し、スパイラルアップを目指す	・PDCAサイクルに則り「計画の策定」「計画の実施」「訓練等の実施」「訓練等結果の検証」を通じて、継続的に検証・更新を行う	・都市再生安全確保施設の整備、取組み内容の見直し、対象地区の変更などがあつた場合に、適宜、計画の見直しの検討を行い、計画の更新を行う	・取組みの成果等を検証し、柔軟に内容を改善・更新することが重要となり、PDCAサイクルに沿って、運用することが必要である	・PDCAサイクルにより継続的に改善を重ね、スケールアップを図るものと位置づける	・部会を定期的に開催し、都市再生安全確保計画に定められた取組成果の検証を行い、計画のレベルアップを継続的に図る	—
参考資料等		・用語の定義 ・地区の現状 ・帰宅困難者数の推計 ・地区内の事業所等へのアンケート・ヒアリング調査結果 ・大地震に備える 企業防災のすすめ	—	・地域の対応ルール/地域の対応ルール（津波版） ・備蓄品の配布ルール ・徒歩帰宅支援マップ ・地域の誘導マップ/津波避難マップ ・津波時の避難誘導指針	・川崎駅周辺の災害時における行動ルール 一時滞在施設マップ、災害時帰宅支援ステーション、公衆電話・公衆トイレ ・帰宅困難者向け防災必携マニュアル（川崎駅版） 一時滞在施設マップ、災害時帰宅支援ステーション、災害用伝言サービス	・帰宅困難者等の推計について ・計画に関する用語について	—	—

※この概要は、都市再生緊急整備地域において都市再生安全確保計画を作成した7地域（平成26年4月1日時点）の計画に係る主な事項を掲載しています。